

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第71号

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(3) その他市長が必要と認める書類

別表に次の2号を加える。

(10) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区  
土地区画整理事業

(11) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区  
土地区画整理事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)